

### (肝炎治療費請求の前に)

肝炎治療特別促進事業は、保険優先の公費負担医療制度であるため、加入医療保険において、以下のような支給がある方は、そちらを優先して利用していただく必要がありますので、ご確認ください。

※ 詳しくは以下をご覧ください。

#### 1 高額療養費

保険を適用して同じ月に医療機関で支払った医療費が高額になった場合、申請すると以下の表の自己負担限度額を超えた分が高額療養費として保険者から支給されます。

高額医療費が支給される場合は、高額療養費の自己負担限度額から、肝炎治療費助成の自己負担限度額（1万、2万のいずれか）を差し引いた額が肝炎治療費として返還されるため、先に高額療養費の申請をする必要があります。加入医療保険の保険者発行の高額医療費支給決定通知の原本か写し（または健康保険限度適用認定証の写し）が届いてから申請を行ってください。（高額療養費の支給には約2ヶ月を要します。）詳しい請求方法は、保険者（健康保険証発行元）や受診機関へお尋ねください。

#### 70歳未満の方

区分	自己負担限度額
年収 約1,160万円 ～	252,600円 ただし、総医療費が842,000円を超えた場合には、超えた分の1%の額を加算します。 (140,100円)
年収 約770～ 約1,160万円	167,400円 ただし、総医療費が558,000円を超えた場合には、超えた分の1%の額を加算します。 (93,000円)
年収 約370～ 約770万円	80,100円 ただし、総医療費が267,000円を超えた場合には、超えた分の1%の額を加算します (44,400円)
～年収 約370万円	57,600円 (44,400円)
市民税非課 税世帯	35,400円 (24,600円)

## 70歳以上の方

適用区分		自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 〈多数該当：140,100円〉	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 〈多数該当：93,000円〉	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 〈多数該当：44,400円〉	
一般	課税所得 145万円未満の方	18,000円 （年間の上限 144,000円）	57,600円 〈多数該当：44,400円〉
住民税 非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）		15,000円

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

## 75歳以上の方（令和4年10月～）

負担割合	所得区分	1ヶ月の自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）
3割	現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% （多数該当 140,100円）	
	現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% （多数該当 93,000円）	
	現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% （多数該当 44,400円）	
2割	一般Ⅱ	18,000円または6,000円＋（医療費－30,000円）×10% の低い方を適用 （年間144,000円上限）	57,600円 （多数該当44,400円）
1割	一般Ⅰ	18,000円 （年間144,000円上限）	57,600円 （多数該当44,400円）
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

## 2 付加給付

組合管掌健康保険や共済組合などでは、医療費が一定の基準額を超えた場合にその超過分が給付される、付加給付が設けられている場合があります。

この基準額が肝炎の自己負担限度額を下回っていた場合、二重払いが発生するため、肝炎の治療費として償還払いをすることができない場合もあります。基準額や医療費の合算方法は保険者によって異なるため、加入されている保険者にお問い合わせください。

(例) Aさんの場合

- ・ ア共済組合に加入（付加給付制度 1 医療機関等あたり 1 月25,000円以上）
  - ・ △月の総医療費 20万円
  - ・ 自己負担額 6万円（3割負担）
- ※肝炎治療費助成月額自己負担限度額 2万円

【通常】	〈保険者負担〉 14万円	〈自己負担〉 6万円
【付加給付】	〈保険者負担〉 14万円	付加給付制度 〈保険者負担〉 3万5千円
		〈自己負担〉 2万5千円
【肝炎治療費助成制度活用】		2重払いになりますのでお支払いできません
	〈保険者負担〉 14万円	肝炎治療費助成 〈県負担〉 4万円
		県負担 5千円
		〈自己負担〉 2万円

(例) Bさんの場合

- ・イ共済組合に加入(附加給付制度 1医療機関等あたり1月2万円以上)
  - ・△月の総医療費 20万円
  - ・自己負担額 6万円(3割負担)
- ※肝炎治療費助成月額自己負担限度額 2万円

【通常】	〈保険者負担〉 14万円	〈自己負担〉 6万円
------	--------------	------------

【附加給付】	〈保険者負担〉 14万円	附加給付制度 〈保険者負担〉 4万円	〈自己負担〉 2万円
--------	--------------	--------------------------	---------------

【肝炎治療費助成制度活用】

〈保険者負担〉 14万円	肝炎治療費助成 〈県負担〉 4万円	〈自己負担〉 2万円
--------------	-------------------------	---------------

← 2重払いになりますのでお支払いできません →

※ただし、次のような場合は附加給付制度があっても、償還払いが生じます。

上記の例において、同月に病院と院外薬局で治療費を支払っていた場合

【C病院】	〈保険者負担〉 14万円	附加給付制度 〈保険者負担〉 4万円	〈自己負担〉 2万円
-------	--------------	--------------------------	---------------

【D薬局】	〈保険者負担〉 14万円	附加給付制度 〈保険者負担〉 4万円	〈自己負担〉 2万円
-------	--------------	--------------------------	---------------

この場合、〈自己負担〉額が2万円+2万円=4万円になりますので、4万円から肝炎自己負担月額2万円を引いた2万円が償還払いされます。